

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1568 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン</p> <p>動生剤基準の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチンの 3.3.4、3.3.6、3.3.7、3.3.8 及び 3.3.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン</p> <p>動生剤基準の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチンの 3.4.4、3.4.6、3.4.7、3.4.8 及び 3.4.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>